

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0620010	寄港地上陸許可手続の簡素化	出入国管理及び難民認定法第14条	寄港地上陸許可は、船舶等に乗り込んでいる外国人が、特例として、査証を取得することなく、一時的に本邦に滞在することが出来る制度である。	寄港地上陸の許可申請手続の一部を外国にある我が国在外公館において実施できるように、空港における審査を簡素化する。	成田国際空港は、年間1000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空機を乗り換える通過外国人旅客は年間的300万人にも及び、待合1時間を超える乗継時間の周辺観光が地元で大きく期待されている。しかしながら、航空機待合1時間/周辺観光を行うには、外国人旅行者が空港到着後、寄港地上陸許可等を得る必要があり、非常に混み合う空港の入国管理エリアにおいて、限られた期間内に円滑に手続を行うことは非常に困難な状況にある。このことから、「乗り換え外国人旅客」の周辺観光を拡大するため、入国審査の厳格性を保ちながら、日本の魅力を発信、地域観光を振興する方策として、寄港地上陸の許可申請手続の一部について、外国にある我が国在外公館において事前に実施できるように検討頂きたい。旅行出発前に空港地域の「周辺観光」を把握できれば、地域観光の振興に資するのみならず、外国人旅行者の増大による、ヒット・ジャパン・キャンペーンの目標達成にも寄与できると考える。	C		寄港地上陸の許可は入国審査官が出入国管理及び難民認定法第14条に基づき上陸の特例として行うものであり、現行法では在外公館が同許可を行う権限はない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	本提案は許可権限の変更を求めたものではなく、在外公館で事前に申請する手段が可能となるよう提案するものである。具体的には在外公館が申請受理官として受理申請を本邦へ転送する業務を行うようにするものである。在外公館での寄港地上陸手続が可能となり、制度変更の利を行うことにより、旅行会社のツアー企画や顧客も増加し、トランジットツアー等も増加するものと考えている。また、国が展開しているジジット・ジャパン・キャンペーンにも資するものである。	C	-	「出入国管理及び難民認定法」では在外公館で寄港地上陸の申請を受理することは想定されていない。	成田国際空港 アジアゲート ウエィ特区	千葉県 成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 外務省
0620020	外国人に関する年金制度の見直し		社会保障協定については、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスとの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアとの間で審査済みであり、オランダとの間で協定内容について大筋で合意に至っている。また、チェコとの間で政府間交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で当協定締結を実施しているところ。さらに、スウェーデン及びスイスとの間では、協定締結を視野に入れ、当期間の情報意見交換を開催することについて合意している。	外国人研究者等の年金加入機関が通算されるよう、日本と母国との間の社会保障協定締結国を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさず滞国する場合の脱退一時金について、在留期間1年の納付期間に対応した支給を行う。	世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている福岡科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受け入れ促進を図ってきた。その在留期間の上限が全国的に3年から5年に延長されたところであるが、加入が義務付けられている年金についても、その脱退一時金の支払いに関して見直し要望があることから、社会保障協定対象国の拡大を求めるとともに、脱退一時金支給の見直しを行うことにより、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由： 年金の二重加入等の問題については、社会保障協定により解決が図られてきているものの未だ協定未締結の国があり、それらの国からの受入も実態にある(ロシア、ポーランド等)ことから、受け入れた外国人研究者の年金について、取扱いの格差なくするため、早急に当該協定の締結を進めていただきたい。 また、外国人研究者は短期加入で年金制度から途中離脱する可能性が高く、受給資格を満たさないため、脱退一時金の請求が可能であるが、保険料納付期間が3年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3年以上では一定額しか支給されない。在留期間の上限が5年であることから、年金保険の脱退一時金についても5年までの納付期間に対応した支払いを可能としていただきたい。	C		社会保障協定については、これまでドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスとの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアとの間で審査済みであり、平成19年4月にオランダとの間で協定の内容を合意している。また、チェコとの間で政府間交渉を行っているほか、スペイン及びイタリアとの間で当協定締結を視野に入れ、当期間の情報意見交換を開催することについて合意している。社会保障協定締結に向けた取組については、今後とも、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の軽減、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮しつつ、一層推進していくこととしている。なお、この指針のあったロシア、ポーランドとは、現時点において、社会保障協定の締結に向けた具体的な予定はないものの、これらの国との交渉についても上記の基準に従って判断されるべきものと考えている。							兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	28 兵庫県	外務省 厚生労働省
0620030	「研究交流ビザ(仮称)」の創設	出入国管理及び難民認定法第2条の2	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技能について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを得得る活動を行うものには「文化活動」査証が付与される。	【内容】 各国の教員及び学生等が半年間日本の出入国を繰り返すような「研究交流ビザ(仮称)」新規在留資格を創設する。	【実施内容】 例えば、半年間の教育・研究等を行うような人材や福岡で開催されるフォーラム等への出席のみに入国する研究者等を福岡に呼び込めるような「研究交流査証」新規在留資格を創設する。 【提案理由・目的・効果】 海外の教員・学生及び研究者が福岡の大学や会議等において、教育・研究活動及び講演活動を行うことや海外の大学で半年間(一年期未満)の講座等を受講しようとする場合、既存の「数次査証」及び在留資格「短期滞在」を取得して受講することが考えられるが、「数次査証」は、対象者の要件が厳しく、学生は要件に該当しない。また、在留資格「短期滞在」は、一度延長しても180日間までしか認められなく、また、更新されることがわからない。以上の点から、半年間以上の期間を対象にした査証・在留資格の創設が必要である。また、この査証に限っては、福岡でのフォーラム等への出席のみを目的に入国する場合は必要書類が簡素化できることとする。この査証の創設により、福岡においてアジア諸国の情報・人材・技術等のネットワークの構築が進み、アジア諸国との協力・連携を促進することができると考える。	D		収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技能について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを得得る活動を行うものについては、1か月または1年の「文化活動」査証が付与されること。在留資格認定証明書が添付して申請されれば、迅速な処理が可能となる。また、大学教員等の文化人・知識人等に対しては、有効期間1年または1年の短期滞在査証を発給することとしている。申請者が教員等の職位になくとも、論文や学会発表等の研究活動等の実績が確認されれば、柔軟に発給することとしている。但し、学生については、現状は、留中の事例毎に審査を行うざるを得ない。なお、活動地域を限定した査証の発給は、当該外国人の入国後の行動範囲を制限することは不可能であることから実施困難。	貴省の回答によれば、「教授等の職位になくとも、論文や学会発表等の研究活動等の実績が確認されれば、柔軟に発給することとしている」としているが、それを規定している根拠について御教示頂きたい。また、「学生については、現状では、留中の事例に審査を行わざるを得ない」とあるが、その理由は何が、回答されたか。 加えて、学生が教員に同行して入国する場合について、教員と学生に対する取扱いが違ふことにより不都合が生じることも想定されることから、数次査証を得た教員に同行して入国する学生については、数次査証を発給することについて、検討し、回答されたか。	D	-	数次有効の短期滞在査証の発給基準については、外務省ホームページに公表されているとおり、大学の講師(常勤)以上の職にある者、国立・公立の研究所等の課長職以上の者が対象となる。このような取組が1年以上にわたる。査証的に確認できるものとして、論文や学会発表等をもって研究活動等の実績があると判断される場合には、数次有効の短期滞在査証を発給している。学生については、後述に該当するので、数次有効の短期滞在査証の対象とはならない。なお、学生については、数次有効の短期滞在査証の対象とならう場合は上記のものの審査を個別に行うこととしていることから、教員と同行することを理由として、数次有効の短期滞在査証を発給することはない。	福岡・アジアゲートウエィ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 外務省	
0620040	自治体交流モデル地区として外国人ケアワーカー受入のための在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2	ワーキングホリデーは出入国管理及び難民認定法第2条の2において別表第1に定められる在留資格「特定活動」に該当する。	福岡市とケアワーカーの養成を行っているアジアの都市との間で自治体交流モデルとしてケアワーカーの受入に関する協定を結び、二都市間のみの適用となるワーキングホリデー制度を創設する。 就業ビザの在留資格(介護・看護等)を新設する。	【実施内容】 二国間ではなく、二都市間を対象としたワーキングホリデー制度の創設もしくは外国人ケアワーカーが日本で就労できる在留資格の創設を求めるもの。 【提案理由・目的・効果等】 現在、本市においては、外国人ケアワーカーの受入を検討している企業が複数あり、今後、少子高齢化が進行する時代背景を踏まえ、先行モデル地区として外国人ケアワーカーの受入を進めたいと考えている。また、この人的交流の促進により、アジアにおける高度人材ネットワークのハブを目指したいと考えている。	C		我が国のワーキングホリデー制度は、関係国の青少年に対し我が国の文化及び一般的な生活様式を理解するための機会を提供し、関係国の国民が長期にわたりまとって休暇を過ごすために、休暇の付帯的滞在として滞在を促すことが可能であるものがあるから、ケアワーカーの受入れに関する協定に基づき人材の受け入れにそぐう制度ではない。また、ワーキングホリデー制度で入国した者の活動を特定の地域に限定することは不可能であり、二都市間のみに適用になる制度の創設は困難である。在留資格の新設については、出入国管理及び難民認定法に関するものであり、外務省では対応できない。	C	-				福岡・アジアゲートウエィ構想	福岡市	40 福岡県	法務省 外務省 厚生労働省